

大学

アーカイブズ

東日本大学史連絡協議会会報

1996. 3. 14 No. 14

Association of College and University
Archives of Eastern Japan1995年10月17日（火）東日本大学史連絡協議会・西日本大学史担当者会1995年度合同研究部会
後援：福武学術文化振興財団

基調講演Ⅰ

日本の大学へのドイツ・モデルの移植

名古屋大学大学院国際開発研究科教授・名古屋大学附属図書館長 潮木 守一

大学という仕組みはどういうふうにして成立したのか、何を目的に成立したのか、一体、日本の大学というのはどういう性格を生まれる時に刻印づけられたのか、日本の大学は何をモデルにして作ったのか。私にとってこの問題はずっと頭を去らない問題でした。今まで何回かいろんな角度で挑戦してきて、そのうちに、日本に東京大学ができた19世紀後半というのは世界の大学にとって非常に大きな転換期であったということを、私なりに学びとるようになりました。現在われわれが大学というものを議論しますと、教育と研究の統一であるとか、いろんな学問の統合であるとか議論しますけども、そういう問題の起源はどうも19世紀後半にある。しかもそれはドイツの大学で起きた、そういう事実を私なりにつかむようになりました。そういう流れの中で、もう一度日本における大学の成立というものを考えてきたという過程をたどってきたわけです。

日本の大学が作られる過程というのは、どこかにモデルがあってそれを移植していくという単純なものではありません。いろいろ学ぼうとしたでしょう、だけど学ぼうとしている海外の大学がきわめて大きな転換期を迎えていた。明治の人たちはその変わりつつある大学をみたのではないかと思うのです。彼らはどういう変化をみたのか、これを問題にしなければいけない。これが、私の一つの基本

的なアイデアだったのです。

日本では、戦前から日本の帝国大学はドイツをモデルにしたものだとよくいわれています。私には正直言って、何でそういう説が成立して流れ出したのかよくわからない。みればみるほどドイツの大学とは非常に違っている。

例えば、ちょうど東京帝国大学ができた頃、ドイツの大学というのは学生が自由に大学を移動したわけです。学生が各大学を遍歴しながら学習するという方式は、もし本当にドイツをモデルにしたならば当然成立したのですが、全然形跡はない。

当時のドイツの大学には大学の教師の予備軍として私講師というグループがありました。正教授は国家公務員で国家の官僚として教育活動を行う、その他に私講師という人たちがいまして、国の束縛は受けない、その代わり月給はもらえない、わずかに彼らの収入源というの、自分の講義を聴いてくれる学生が払うわけです。その頃は、毎回わずかですが、その都度聴講料を払う仕組みがあった。それしか収入源はない。経済的にはたいへん不安定ですけれども、皆若くて学問的野心をもっていますから、正教授が講義をやってるすぐ隣の教室で私講師が陣取りまして、隣の教室でやっている何々教授の講義は間違っている、教授の言うことは信じるな、というようなことをやってたんですね。

日本の帝国大学の成立過程をみると、そ

の私講師それから大学の中での学問的な競争原理を取り入れようとした形跡はひとつもない。大正の頃になって、初めて大学の中でも競争原理を取り入れたらどうかという議論が出てくるわけです。少なくとも明治時代にはそういう話は全然ない。

教授任命の仕方にもしても、ドイツでは教授の空席ができると3人候補者を出しまして、その候補者リストを文部省に提出する。文部省は、その推薦リストに全然拘束されない。たいへん国の権限が強いのが、当時の任命方式だったようあります。そんなものは日本の場合には全然ない。日本の場合はそれどころか学部教授会の力が非常に強い形でできあがった。そういうことをみてもドイツの大学をモデルにしたという証拠はない。

いろいろ調べていくうちに、私は、京都大学の明治の30年代に起きたある事件にたいへん興味を覚えたわけです。日本で一番最初に、かなりまとまった体系的な大学論というものを論文として書いた人は京都帝国大学におられた高根義人という方です。この人が明治32年から40年、わずか8年しか教授をやらなかつたんですが、その方が「内外大学制度管見」という論文を書いて、これは今読んでみてもたいへんおもしろいです。

私は、その高根義人に興味をもちまして、なぜ興味をもったかというと、その高根義人が明治32年に京大の教授になるんですが、40年に辞めちゃってるんです。何で辞めたのか、実に私には不思議なんです。それを調べていくうちに、当時、京都の法科大学を舞台にして、現代流にいえば内紛があった、紛争があった。ここからは私の憶測ですが、高根義人はその内紛に敗れてそれで辞めたんだと私は思っていて、その証拠を探ろうとして未だに果たせないで困っているんですけども。私の憶測は内紛で辞めると、全責任をとって辞めたということです。

何が内紛だったのか、内紛の種は何であったのかといいますと、その当時の京都の法科大学の教授はほとんどドイツの大学に留学した人たちで、それ以外の人たちは非常に少ない。ここからまた、私の憶測になるんですが、彼らは日本最初の大学である東京帝国大学で訓練を受け、ドイツの大学へ留学した。恐ら

く彼らにとってドイツの大学というのは非常にショッキングな対象だったのだと思います。彼らはドイツの大学に留学して、やはり大学というのはこうあらねばならないという一つのモデルをそこでつかみ、それで日本に帰ってきて京都という場所で展開しようとした。これは、高根義人の論文の中にかなり詳しく書いてあります。

19世紀の後半に入りますとドイツの大学の役割の中心部分は、教育ではなく研究に移っていきます。教育は教育、研究は研究と割り切って今やってるんだろうと思いますが、19世紀後半には教育と研究がまさに統一できた。学生に研究をやらせることが教育になる。当時のことばを使いますと、研究を通じての教育という言い方をしてますね。日本では教育と研究の統一ということを言ったものですから、何のことだかよくわかんなくて、教師はまあせいぜい研究もやるし、教育もやるんだ、一人の人間が二つやるからそれで統一だ、ぐらいになっちゃったんですけども。そうじゃなくて、あの段階では学生に研究をやらせることによってトレーニングをするという、それが客観的に可能な段階だった。

私は今ちょっと図書館のことをやらされてるので無関心ではおられないんですけども、ある一頃までの、ドイツの大学の歴史学の研究室に行きますと、ものすごく大きな部屋があって、その部屋まわり全部に本や資料がある。真ん中に大きなテーブルがあって、そこでみんなゼミナールをやるんですね、研究報告会。ディスカッションをやっていれば、それはその資料だったらこういうふうに書いてあるはずだと、こういう資料ならば、こういうあれが出てくるはずだ、とそういうことが話題になりますね。そうすると、棚にある本をもってきて、その場で確かめられる。とにかく実際に資料がまわりにありますと、その中でやる。ある段階まではですね、大学でのトレーニングというのはそういう場でやらしてたんですね。

話を元に戻しますと、日本から行った留学生、アメリカから行った留学生がドイツで発見したのは、そういう大きな書庫のようなどころでいろんな資料に囲まれながら、みんなディスカッションしながら、資料分析をやって研究を進めていく、そういうトレーニング

だったと思うのです。これは明らかに、東京大学で行われていた講義中心のトレーニングの仕方とはまるつきり違うわけです。

話は京都大学に戻るわけですが、高根義人は京大での改革のリーダーだったんですね。京大は東大型をやっちゃいけないと、彼は盛んに主張したんだと思います。明治32年から40年までのわずか8年間ですが、その間の京大の求めた方向性は東大とは対照的です。新しい実験を彼らはやろうとしたんだと思います。あの8年間というのは日本の大学史の中で非常に重要な時期で、結論を言いますと京大は敗北します。日本の大学の方向性はかなり、その当時の東大と京大の競争、それからその京大の敗北、それによって規定されたと私は考えています。

私の言いたいことは、今まで日本の帝国大学はドイツの大学をモデルにしてきたといろんな人が言ってきましたけれども、私に言わせれば、東大に関しては絶対に間違い、もし日本がドイツ型大学をモデルにしようとしたとすれば、それはあくまでも京大だった。しかもそれは、明治32年からのわずか8年間だけ、その間だけ一生懸命京大の教授たちはドイツモデルを日本に定着させようとして努力した。

ちょうどその時期に、太平洋を隔てたアメリカの土地でも同じことが行われています。1870年代からアメリカでも大学が大きく変わります。これは大学院という制度として定着するわけです。そこでドイツの大学と同じようなことを始めるわけです。1870～80年代は、太平洋を隔てて、日本でもアメリカでも大学を従来型のような知識教育型ではなくて、知識生産型のところに変えようという、そういう運動が行われた。是非その点をみなさんお考えいただきたいと思います。ひとつの非常におもしろい時期だったと思います。

京大はなぜ敗北したか。なぜ高根義人は敗北の責任を負って辞めなきゃならなかったか。これは競争すべき舞台が悪かったんだと私は思います。悲しいかなくらい京大が、われわれは新しい本当の意味の大学の理念に基づいて教育をやってると言っても、学生が試験に通らないと仕方がないです。国家試験の前などっちの方法が有効かというと、答えははっきりしてるんですね。東大の注入型が国家試

験には一番強いんです。それで明治40年に、京大法学部はこれ以上仕方がない、それじゃ東大方式に変わろうということで方式を変えてしまします。

ただ私は思いますけども、どうでしょうか。大学での教育の仕方というのもいろいろあると思いますけども、教師だけが発信源になってやる講義という一方的な教育形態は学生にとってはあまりおもしろいものだとは思わないです。ですから、私の領域でも講義というのはそんなにおもしろいものではなくて、学生たちと一緒に調査をやり、データを集めてきて分析をやる。これは学生諸君みんなおもしろがります。

最近、「edutainment」という言葉があるんですね。これは「education」と「entertainment」とをくっつけた、コンピュータ・ソフトウェアを作る人たちの間から出てきた言葉です。これは重要なポイントだと私は思います。学習者はおもしろくななければ学習しない。おもしろくやってるうちにそれが学習になる。これは一番理想のことですね。

この「edutainment」の登場、それを可能にする電子的な情報とツールの急速な発展が背後にありますけども、これを使えば昔から大学が実現しようとして実現できなかった、おもしろがらして学習させてしまうことがあるいは可能になるかもしれない。そういう意味では、現代はたいへん興味深い時代なんじゃないかと私は思います。

図書館長をやらされてまして、一番痛切に感じるのはですね、2、3ヶ月でどんどんどんどん周囲の状況が変わっちゃうということですね。そういう意味でいま図書館というのは大波を受けてまして、もしかしたら本当に本というのがなくなるかもしれない。そうしますと資料の保存の仕方だって随分変わってくるでしょうし、その中で図書館というのも大きく変わりますし、おそらく大学も変わってくるでしょうし、学習も変わってくるでしょうし、教育も変わってくるでしょうし、研究も変わってくるでしょう。まあそういう時代が訪れようとしているんじゃないかなと思います。(本稿は、当日の講演記録テープをもとに名古屋大学史編集室が分量調整等を行ったものである。)

1995年10月17日（火）合同研究部会

基調講演Ⅱ

占領関係文書の利用について

国立国会図書館憲政資料室主査 等 雄一郎

はじめに

国立国会図書館は、1978年以来、米国国立公文書館に所蔵される連合軍最高司令官総司令部（以下、連合軍総司令部またはG H Q／S C A Pという）文書を中心に、「日本占領関係資料」の収集作業を同公文書館において行ってきました。米国での収集作業は現在も継続中ですが、G H Q／S C A P文書の整理・撮影作業が1991年に終了し、マイクロフィッシュ（シート状のマイクロフィルムで1シートに約90コマの画像が焼き込まれています）化も1994年には完了し、約3,000万ページに及ぶ同文書のほぼ全てが日本で利用可能となりました。また、日本占領に関与した極東委員会（F E C）などの連合国諸機関や国務省をはじめとした米国政府諸機関の文書も、日本占領の多角的理義のための基礎資料として主にマイクロフィルムの形態で順次収集しており、G H Q／S C A P文書と併せて「日本占領関係資料」として憲政資料室において利用に供されています。

「日本占領関係資料」の利用は、占領期の専門の研究者はもとより、最近では県史・市史など地方史の編纂担当者や社史の執筆者にも広がっています。後にご紹介しますように連合国による日本占領の主要目的は日本社会の非軍事化と民主化であり、中でも教育の民主化は連合軍総司令部の最大関心事の一つであったわけですが、その意味で、大学史の編纂を担当しておられる皆様に、憲政資料室の「日本占領関係資料」、特にG H Q／S C A P文書の利用法をご紹介する機会を頂戴できたことは非常に光栄なことです。

(1) G H Q／S C A P文書の沿革

第2次世界大戦が日本の敗戦によって終了

し、ポツダム宣言受諾の結果としてその後日本は1952年4月のサンフランシスコ講和条約発効まで、連合国の占領下に置かれました。連合国による日本占領の現地での実施の責任者が連合軍最高司令官（S C A P， Supreme Commander for the Allied Powers）です。朝鮮戦争をめぐる意見対立によりトルーマン大統領によって1951年に解任されるまで、S C A Pとして日本占領に絶大な影響力を行使したのがマッカーサー元帥であることは有名です。S C A Pという名称が総司令官個人を指す場合とその補佐機構全体を指す場合がありますが、ここでは総司令官の対日占領政策を補佐した機構をG H Q／S C A Pと呼びます。これがいわゆる「G H Q」です。

こうした5年半におよぶG H Q／S C A Pによる日本占領統治の間に生み出された文書は、占領の終了とともに約1万箱の段ボール箱に箱詰めされて米国に船積みされました。一時、この文書はヴァージニア州の海軍倉庫に保管されていたとも言われますが、その後は米国国立公文書館に移されて現在に至っています。G H Q／S C A P文書は1960年代後半に日本においても一部その存在を知られるようになりました。その後、70年代に入り、米国において情報公開の気運が高まる一方、日本において戦後史が歴史研究の対象とされるようになって、米国国立公文書館のG H Q／S C A P文書が注目されることとなり、最終的に当館がこの文書を一括収集することになりました。

ところで、連合国による日本占領の主な特色として、第一に、それが日本の既存の統治機構を利用した間接占領であったこと、第二に、連合国による占領といいながら実質的には米国の圧倒的影響力の下に置かれた占領であったこと、第三に、それと密接にかかわるので



等 雄一郎氏の講演

ですが、連合軍の組織としてのGHQと米軍の組織としてのGHQという「二重の性格」を有する組織による占領であったこと、さらに第四に、従来の戦勝国による戦敗国の占領とは異なり、ポツダム宣言等に述べられた日本の非軍事化と民主化を目的にした占領であったこと、等々があげられます。GHQ／SCAP文書が現在米国に保存されているということ自体も、またこれが日本の戦後改革を知る上で不可欠の資料群であるということも、ここに述べた日本占領の特色を反映したものだと言えます。したがって、GHQ／SCAP文書の利用に際して、そうした特色をよく把握しておくことが何より大事です。

(2) GHQ／SCAP文書の整理法

膨大な量にのぼるGHQ／SCAP文書を使いこなすには根気と忍耐に加えて、こうした相当の予備知識を必要としますが、他方、私どもの憲政資料室では文書検索を少しでも効率よく進めて頂けるよう各種の検索ツールを用意しています。とはいえ、この文書がどんな整理をされたかを知っておくことは文書の利用にとっても重要だと思いますので、回りくどいかもしれません、まずこの点を簡単に紹介したいと思います。

当館による収集プロジェクト開始時点において、GHQ／SCAP文書はほぼ未整理状態で、船積みリスト（Shipping List）と在庫リスト（Shelf List）が検索ツールとして代用されていましたが、いずれも段ボール箱単位で大まかな内容がわかる程度のものでした。そこで私どものプロジェクトは、米国に派遣された当館職員がまず整理作業を行い目録を作成した上で、米国国立公文書館に文書

のマイクロフィルム撮影を依頼して、できたフィルムを当館がマイクロフィッシュ化して収集するという形をとりました。

それまでのような箱単位の大雑把な整理では検索に不便なことから、整理作業は、通常各箱に数個から数十個入っているフォルダーを基本単位とすることにしました。1 フォルダーに対して1枚の記述カード（Description Card）を作成し、これにフォルダーのタイトルと文書の日付けを記入し、文書自体に付属しているオリジナルの目次など利用者の参考になるような情報があればコメント欄に注記を付することにしました。さらに文書の主題に応じてGHQ／SCAP文書整理のために用意された十進分類記号を、また指令、報告書、電報、書簡など文書の形態に応じて形態記号を、1 フォルダーにつきそれぞれ最大3つまで付与して検索の便としました。そして、整理が終わり撮影され、マイクロフィッシュ化された後に、対応するフィッシュ番号が最終的に記述カード上に記入されます。

(3) GHQ／SCAP文書の検索法

こうしてできた約20万枚の記述カードを、GS（民政局）やESS（経済科学局）などの連合軍総司令部の各部局毎に十進分類記号順に配列した目録を憲政資料室では編成していますが、これがGHQ／SCAP文書の基本検索ツールとなるわけです。したがって、特定の文書を検索しようとする場合、まず探そうとする分野の事項を総司令部のどの部局が担当していたかを見当をつけるのが第一です。例えば、農地改革であればNRS（天然資源局）、地方レベルの占領政策であればCAS（民事局）という具合です。次に、「GHQ／SCAP資料分類表」から自分が探そうとする事項の分類記号、例えば財閥解体なら540、公衆衛生なら751という分類記号を選んで目録検索を行うことになります。

こうしてGHQ／SCAP文書の検索効率は飛躍的に高まりましたが、実際に文書を検索する際に問題も残りました。第1に、整理作業の基本単位をフォルダーとしたために、一件毎の文書の検索は依然できないことになってしまいました。第2に、事前に用意された十進分類表が必ずしも十分ではなかったこと

もあって、編成された目録の上で同一分類の記述カードが何百枚も続いて検索が非常に困難な場合が出てきました。

こうした検索上の不備を補うため、たとえば文書一件毎の検索により近づくように、フォルダー中にオリジナルの目次（これをContents Listと呼びます）があると記述カードに注記されている場合、マイクロフィッシュから紙焼きして補助的な検索ツールとしています。オリジナルの目次の多くは、元来G H Q時代の文書担当者が実務のために用意していたもののように文書の日付け、発信者、受信者、件名等が記されたリストになっており、特定の文書へのアクセスを保証する重要なツールとなっています。紙焼の済んだContents Listは憲政資料室で利用に供しています。

さらに、分類による検索が困難なもの検索を容易にするため、記述カードの内容をデータベース化する作業を進めており、現在最終的な校正作業の段階ですが、これが終了して機器の手当てができれば、閲覧室に検索用の端末を置いて利用者の皆様に自由に検索して頂けるようにしたいと考えています。これによって、キーワードによる検索が可能となり固有名詞からの検索が容易に行えます。たとえば、民間情報教育局（C I E）はその名の通りに教育とマスコミをはじめとする情報分野を担当していた部局ですが、当然のことながらC I Eの目録中には「十進分類表」の教育関係の分類記号である810（教育）、811（初等教育）、812（高等教育）等を付与された記述カードが何千枚もあるわけです。従来は特定の学校に関する文書を検索するにはこれらのカードを手作業でいちいち検索しなければならなかつたわけですが、直接学校名によるキーワード検索が可能になりました。またデータベース化によって各項目のクロス検索也可能となり、たとえば、先にご紹介した文書の形態記号を組み合わせることによって、特定の大学に関するG H Q／S C A Pの内部報告書（形態記号d）をも比較的容易に見つけることができるようになりました。

もちろん、このデータベースが万能だというわけではありません。入力されている項目はあくまで従来と同じ記述カードの情報であって、これは原文書のフォルダー単位の情報で

しかありません。特定の文書を探そうとすれば依然最終的にはマイクロフィッシュ上の1コマ1コマの画像に当たらなければないことに変わりはないわけです。

(4) 利用の実際—大学史との関連で

以上にお話したことはごく一般的なG H Q／S C A P文書の利用法に過ぎません。教育分野に限っても、文書の実際の利用に際して事前にご案内しておいた方がよいと思われる事項がまだ多数あります。まず、民間情報教育局（C I E）の文書にはいくつかの定型的な文書があります。第1が“CIE Weekly Report”（時期により名称に変動があります）で、C I Eの各課、各係が局長宛に行った週間活動報告です。1週で百ページを越す分量があり、C I Eの活動の流れを細かく追うことができます。第2が“Conferece Report”で、各担当者とG H Q外部の人間との会見記録です。C I Eの担当者毎に、何か月分かがファイルされているのが普通で、会見相手は日本の文部省の担当者が多いようですが、その他の教育関係者も含まれています。他にも“Staff Study”というC I E内部の討議記録や、C I Eが地方軍政部の教育担当官向けに発行した“C I E Bulletin”という情報誌があります。

また、地方軍政部を統括した民事局（C A S）文書には“Monthly Military Government Activity Report”という地方軍政部からの月例報告があります。この中に「教育・情報」という項があり、県レベルで占領政策の動きがわかる一方、軍政部の教育担当官による個別の学校訪問の事実がこの月例報告によってわかる場合もあります。

この他、文書の「原秩序」による検索も重要です。先にご紹介したG H Q／S C A P文書の「在庫リスト」により、C I E教育課高等教育係の文書は箱番号5635番から5655番の箱に入っていたことが確認されますので、この20余箱に含まれるフォルダーの記述カードを丹念に検索するのも、大学史関係の史料調査には必要なことかもしれません。

おわりに

憲政資料室では、以上にご紹介したG H Q

／S C A P 文書以外にも多数の占領関係文書を収集し閲覧に供していますが、その大部分も米国国立公文書館から収集したものです。こうしたことが可能であるのも米国に公文書公開制度が確立されていることによります。G H Q／S C A P 文書収集プロジェクトによって、私どもは貴重な歴史史料を収集できたのみでなく、公文書公開を含む政府情報の公開制度そのものを勉強したように思います。

日本側の占領期の公文書についていえば、外務省の戦後外交文書公開制度を除いて公開が制度化しているとは言えないのではないでしょう。自治体史や企業史それに大学史にG H Q／S C A P 文書が利用されるのを担当者として嬉しく思います反面、日本、特に中央政府レベルでの政府情報公開の制度化の遅れを指摘せざるを得ないのも事実です。

1995年10月18日（水）合同研究部会

基調講演Ⅲ

日本占領と高等教育改革 －占領政策の動向を中心に－

名古屋大学名誉教授 鈴木 英一

I. 戦後高等教育改革史研究の課題と方法

1. 本報告は、当初、大学改革という表題にしたが、大学という場合、学術研究と高等教育という両側面があるので、高等教育改革を重点とすることとした。すでに、教育法学では、大学法は単一の体系的特殊法とは理解できない側面があり、高等教育法と学術研究法から成り立つとされていることに留意すべきであろう（兼子仁『教育法（新版）』p 16.）。日本でも、欧米のように『高等教育法』が刊行されてよいと考えるが、現在は学校教育法などのコメントールにとどまっている。

2. 戦後高等教育改革史研究を推進するさいの前提条件として、これまでの優れた先行研究を充分に踏まえたものでなければならない。参考文献として、海後宗臣、寺崎昌男『大学教育』（東大出版会）、寺崎昌男他『大学の歴史』（第一法規）、『日本近代教育百年史』6（国立教育研究所）、羽田貴史「戦後大学改革の過程」（『愛知大学史紀要』1）、同「戦後教育改革と大学の國土計画」（大学基準協会会報61・62号）、田中恆男『戦後改革と大学基準協会の形成』（大学基準協会）、土持法一「新制大学の成立経緯に関する一考察」（大学論集24）、酒井裕史「大学基準の

設定とその運営方法に関するCI&Eの政策」（教育行政研究5）、『大学基準協会十年史』、大崎仁編『戦後大学史』（第一法規）、内藤誉三郎『学校教育法解説』、『〔通史〕日本の科学技術』1（学陽書房）がある。

3. 直接の一次史料としては、従来の日本側史料とともに、1980年代以降に公開された占領文書に注目しなければならない。それは、占領軍内部の政策形成過程を日本側への対応を含めて、立体的に明らかにするからである。さしあたっては、以下のような高等教育に関する占領政策概説に注目する必要がある。①連合国軍最高司令官総司令部『日本占領の非軍事活動の歴史』第11巻—社会、A部門、教育 History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan. 1945-1951. ②同民間情報教育局教育課『日本教育における戦後の発展』Post-war Developments in Japanese Education. 2 vols. 1952. ③同教育課『日本における教育的進歩』Educational Progress in Japan. ④同『民間情報教育分野における占領の使命と成果』Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields. 1950. など。

4. 個別大学を含め、全国的状況を明らか

にする日米の史料群については、「共有財産」として、当該史料の集積を図り、相互利用することが望ましい。ここでは、2例あげよう。第1は文部省人事課適格審査室『教職員の適格審査に関する記録』1952であり、占領終了直後の時点での総括であるが、各大学教員適格審査会の審査数、不適格者数が各大学別にすべて表示されており、当時の状況が、個別にも、全国的にも理解できる貴重な史料である。第2は『イールズ文書』についてである。CI&E教育課の高等教育顧問ウォルター・クロスピー・イールズの文書は、米国ホイットマン大学が所蔵するが、このなかには、戦後日本の高等教育も含まれている。ここには、1949年から50年にかけて彼が出席した全国の大学での会議一覧や各大学別の史料が収録されている（佐藤秀夫編『海外学術研究：報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』参照）。

5. 戦前・戦時と戦後の断絶と継承の関係についてである。法制面では、戦後日本の教育改革を、教育勅語体制から憲法・教育基本法体制への転換と見る見方は、日本の教育法学において一般的な見方であるといえよう。「大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」（大学令第1条）にみられるように、高等教育の場合、各学校令は国家主義的教育目標を掲げ、「大学は、国家の事業を遂行するものであるから、国家的でなければならない」とされた（山崎犀二『日本教育行政法』219頁、1943）。これにたいし、憲法・教育基本法体制下では、大学における国家主義的目的を払拭し、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする」と民主的目的に改めている。ここには明らかに「断絶」があった。同時に、敗戦直後の学制改革案にみられるように、戦後改革には、戦前に蓄積された科学的力量や民主的遺産が反映していた。ここには明らかに「継承」があった。このように、戦前戦後の連続・非連続の関係を正しく見極める必要がある。

6. 戦後高等教育改革の成果として、①文



講演する鈴木英一先生

部省の管理統制のための行政権の排除、②学問の自由と大学の専門的自主的努力の尊重、③国民の高等教育への権利の重視と高等教育機会の増大などがある。同時に、高等教育機関への米国方式の導入、アメリカナイズがみられる。1945年9月22日の「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」は「主要連合国ニ意見ノ不一致ヲ生ジタル場合ニ於イテハ米國ノ政策ニ從フモノトス」「日本国民ハ米國及他ノ民主主義國家ノ歴史、制度、文化及其ノ結果ヲ知ル機會ヲ与ヘラレ且此等ヲ知ルコトヲ奨励セラルベシ」のように、米国が強調され、教育使節団、学術顧問団等に見るように、米国以外の使節団拒否等は、次の「アメリカニゼーション」を用意していくことになる。もつとも「アメリカニゼーション」だから、すべて良い、悪いということではなく、日本の大学にたいする正と負の影響を厳密に見分けることが必要である。とくに、高等教育改革において、アジア太平洋地域の諸国民にたいする加害者として、この地域における日本の大学の使命や役割をどう創造するかという視点は欠如していたといえよう。

7. これまでの戦後教育史の概説をみると、占領後期の教育政策を、アメリカ帝国主義の反共政策という見地を前面に出して論じているのが一般的傾向である。たとえば、五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編『戦後教育の歴史』では、「第2次使節団報告書の背景には、アメリカ帝国主義のアジア侵略の政策と日本を『反共の防壁』とする対日支配政策があった。占領軍の一連の教組への弾圧、レッド・ページはその系統的かつ具体的な攻撃であった。」としている。

しかし、近年の現代史概説では、占領後期

の政策は民主化の「修正」をはかったが、民主化そのものを否定したわけではなく、戦後改革の基本的な部分は維持されたとしている（松尾尊児『国際国家への出発』集英社、中村政則編『占領と戦後改革』吉川弘文館、セオドア・コーエン『日本占領革命』TBSブリタニカ）。反共的側面の一面向的強調は、戦後高等教育改革の実施過程に関する精密な検討を等閑視に付すおそれがあるといえよう。

とくに、占領後期の1949年は、新制大学が発足した年（5月）であり、教育公務員特例法、国立学校設置法、学校教育法改正（短期大学規程）などは占領後期にかかっており、このほか、文部省設置法、教育職員免許法、同施行法、社会教育法、私立学校法、50年には、図書館法、文化財保護法が公布されている。このように、法制面に限っても、憲法・教育基本法体制の支柱が整備されつつあり、文部省の改革意欲のトーンダウンもみられたが、全体として、教育改革の実施の努力は続けられていたといえよう。

1950年9月の米国第2次教育使節団報告書についても、反共文書として否定的に評価されがちであるが、先に勧告した教育改革の進行状況とそれを妨げる諸条件について、追跡調査と専門的技術的検討を行い、教育改革のいっそうの発展を強く要望しているので、その意義と限界について、科学的内在的な評価を行うことが必要である。

II 戦後高等教育改革の個別領域

個別領域を詳しく論じる紙数の余裕がないので、項目と要点のみ記す。

1. 占領軍の高等教育改革政策

1945年7月26日の『ポツダム宣言』は、日本国との無条件降伏を定めた連合国による日本占領に関する最重要文書であり、日本の戦後教育史においても、高等教育史においても最重要文書であるので、この文書を無視してはならない。戦後高等教育改革も、非軍国主義化と民主化の二大方針に従って行われた。高等教育の非軍国主義化の方針は占領軍の司令官に相次いで具体化されていくが、先の『教職員の適格審査に関する記録』に従って、教職追放をみてみよう。各大学教員適格審査委員会の審査数2万4572名、不適格者86名、大学・

高専の校長等を対象とした教育職員適格審査委員会の審査数2万9914名、不適格者210名、高等専門学校の教員を対象とした各地区学校集団教員適格審査委員会の審査数1万7728名、不適格者76名、大学・高専等文部大臣指定の別表第二該当による不適格者326名である。なお、勅令公布以前に教職員又は教育関係官吏の地位を辞職したもの11万5778名（大学関係者数不詳）であった。なお、高等教育の民主主義化は、米国教育使節団報告書（第1次）に示されている。

2. 占領軍の高等教育改革の具体化

CI&E（民間情報教育局）では、教育課が高等教育を管掌したが、課内に高等教育グループ、高等教育班、高等教育係（Higher Education Group, Higher Education Unit, Higher Education Branch）が存在したこともある（鈴木英一『日本占領と教育改革』参照）。このほか、経済科学局科学技術課ESS／STが占領期の科学技術政策を扱い、公衆衛生福祉局PHWは医学教育などを担当、GHQの多くのセクションが高等教育にも関与した。

CI&E教育課は、1946年10月、CI&E高等教育委員会を設置し、高等教育改革推進の具体的な作業に入った。この委員会の設置目的は、日本の高等教育システムを民主化することと現在の高等教育システムを簡素化することであった。

3. 高等教育改革の実施

1) 大学基準の成立、2) 大学設置委員会の発足、3) 国立大学設置11原則と国立学校設置法（なお、48年6月の文部省「国立新制大学実施要綱」については、その存在そのものが疑問視されているので、扱うべきではない。羽田貴史『戦後教育改革と大学の国土計画』下）、4) 短期大学制度の暫定的発足、5) 新制大学院の発足、6) 大学管理法問題（大学管理問題は、学問の自由と大学の自治をどう確立するかという問題と大学がどう国民への責任を果たすかという二つの問題から成り立つ。1947年の学校教育法と1949年の教育公務員特例法によって、大学管理の基本的枠組みは成立したが、大学への社会的要請については、なお論議を深めねばならなかった。このさい大学管理における民衆統制を考える視点が必要であったが、大学改革と教育委員会

制度との整合性を考察するような観点が欠如したことが、温存された行政権の大学支配をさらに強化させることになったのではないか)、7) イーズル事件と大学のレッド・ページ、8) 政令諮問委員会「教育制度に関する答申」(デモクラシーの要請よりエコノミーとエフィシエンシーの見地が重視された。答申は、「専修大学」を含め、戦後教育改革の一部「見直し」の契機となり、講和独立以後、産業界の教育意見に引き継がれ、政府の教育政策に反映していく)。

おわりに

今日、大学565、短大596、学生数304万人、そして、高等教育進学率は、45.2% (1995年) に上る。高等教育人口の拡大をはじめ、この発展をもたらしたものは、戦後日本の高等教育改革であり、高等教育機会の万人への開放という民主的意義を担うものであった。反面では、この改革が迅速に行われたため、新しい制度を支える基盤を充分に作りあげる余裕はなかったため、絶えざる改革が必要とされてきた。

1995年度合同研究部会参加報告

中央大学広報部大学史編纂課

中川 壽之・松崎 彰

はじめに

東日本大学史連絡協議会と西日本大学史担当者会の1995年度合同研究部会が、昨年10月17日(火)から19日(木)の3日間にわたって開催された。両会では、大学史資料収集・保存活動の質的向上と交流を目的として、毎年1回合同研究部会を開催しており、通算4回目にあたる今回は名古屋大学をメイン会場として開催された。参加校は、東日本25校・西日本18校の合計43校と11個人会員を数え、参加者の合計は79名であった。参加者数は、会を重ねるごとに増加する傾向にある。

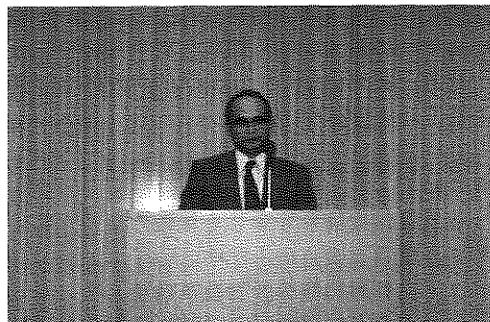
合同研究部会の統一テーマは、「戦後の大学史資料をめぐって」であった。敗戦後の教育改革は、現在の大学問題を考えるための起点にあたるが、占領期の社会的混乱ともあいまって、各大学では学内外の関係資料収集に苦労している。今回の統一テーマは、この時期の大学史資料の在り方を確認する目的を持っているといえる。

基調講演Ⅰ・Ⅱ

研究部会初日の10月17日は、両会のメンバーが会場の名古屋大学シンポジオンに集合した。はじめに、両会を代表して明治大学歴史編纂事務室長松井苗子氏が開会の辞を述べ、続いて名古屋大学加藤延夫総長の挨拶があった後、

愛知大学50年史編纂委員会田崎哲郎文学部教授を司会として講演会を開催した。

基調講演Ⅰは、名古屋大学大学院国際開発研究科潮木守一教授(附属図書館長)による「日本の大学へのドイツ・モデルの移植」という講演であった。潮木先生は、19世紀後半



潮木守一先生の講演

のドイツの大学をモデルに京都帝国大学で実施された大学改革の実態を論じた。具体的には明治32年から同40年にかけて京都帝国大学でおこなわれた従来の知識詰め込み型の教育課程から教育と研究の統一を目的とする知識生産型の教育課程への移行をめざした改革の経緯について、詳細に分析された。

その後、会場を愛知会館に移し、基調講演Ⅱとして国立国会図書館政治史料課(憲政資料室)の等雄一郎氏が、「占領関係文書の利

用について」という演題で講演をおこなった。等氏は、占領関係文書の沿革と概要を述べた上で、憲政資料室所蔵の主な占領関係文書とその内容を説明し、特にGHQ／SCAP文書の整理法を紹介しつつ、大学史関連資料の検索方法に言及された。占領関係文書は、これまで大学史関係者が充分に利用してきたとは言い難い資料群だけに、その内容の具体的な詳細を知りえた点は、今後の調査活動にとって非常に有意義であった。占領関係文書を、積極的に活用していくための糧となる興味深い報告であった。

基調講演終了後、引き続いて愛知会館で研修懇親会が開かれた。はじめに東海大学資料室長竹市知弘氏から挨拶があり、続いて同志社社史資料室山本正氏の乾杯の音頭で幕が開いた。司会進行役は、例年のごとく神奈川大学大学資料編纂室の澤木武美氏にお願いした。近況報告では、昨年1月の阪神・淡路大震災による諸大学の被害状況などが西日本大学史担当者会より報告され、予想をはるかに越えた事態に驚かされたりした。罹災されたにもかかわらず、今回の合同研究部会に参加してくださった会員校各位のご健闘をお祈りしたい。また、今回の経験を通して東西の会員相互の交流がさらに深められたことは、たいへん有意義であったといえる。研修懇親会は、名古屋大学史編集室長篠田弘教育学部教授の挨拶で閉会した。

基調講演Ⅲ・パネルディスカッション

翌18日は、会場を再び名古屋大学シンポジオニに移して、基調講演Ⅲとパネルディスカッションを開催した。午前中は、鈴木英一名古屋大学名誉教授が、「日本占領と高等教育改革」という演題で講演をおこなった。鈴木先生は、1. 占領軍の高等教育改革政策、2. 占領後期と高等教育改革、3. 日本側の教育改革への取り組み、4. 高等教育改革立法の成立、5. 占領軍の高等教育政策、6. 高等教育改革の実施、7. 戦後教育改革の見直しの起点の7テーマを、詳細なレジュメにもとづいて分析し、1945年から52年までの占領期における高等教育改革（大学改革）の歴史的経緯について具体的に論じた内容であった。近年の研究成果を踏まえながら、占領政策実

施過程のなかで高等教育改革がいかに進められたかということについて、興味深い指摘が数多くあった。なお、基調講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの詳細については、本号掲載の各氏の報告を参照していただきたい。

次いで、午後からはパネルディスカッションが開かれた。パネルディスカッションのテーマ「大学史の現状と課題」にもとづいて、3本の報告があった。最初に、現在年史編纂に取り組んでいる大学の例として、名古屋大学史編集室高木雅史氏が「名古屋大学における五十年史編纂と資料室設置への取り組み」を報告し、同編集室における年史編纂の経過概要（構成と編集方針、編纂体制と執筆体制、稿本の作成・刊行）と、その過程で直面した問題点・反省点を紹介し、あわせて編纂終了後の課題として資料室設置に向けての活動にも言及された。なお、この間、同大学では資料室設置の方針が学内で決定されたとの報告があった。



報告者・高木氏（左）、西口氏（中央）、桑尾氏（右）

第2報告は、年史刊行後の課題をとりあげた桃山学院年史委員西口忠氏「『桃山学院百年史』編纂とその後の取り組み」であった。西口氏は、同学院の沿革と現在、これまでの学院史編纂の沿革と百年史編纂経過および百年史刊行後の組織（桃山学院年史委員会）と業務（『年史紀要』の発行・展示室の設置）について詳細に説明され、その特色をふまえつつ資料館の建設をめざしている点を強調された。

第3報告は、資料保存施設がすでに設立されている大学の例として、学習院大学史料館桑尾光太郎氏が、「学習院大学史料館の業務

と大学五十年史編纂事業」を報告した。同大学では、前述の2報告とは異なり既設の史料館に年史編纂機能が付加された点が特徴的である。桑尾氏は、同史料館の設立と沿革、同館の事業内容と現状（A. 歴史資料部門、B. 博物館・生涯学習部門、C. 研究・出版活動、D. 公開・レファレンス部門、F. 大学五十年史）を紹介しつつ、直面する課題や問題点を整理され、あわせて五十年史編纂の見通しについても言及された。



司会の熊氏（左）と松崎氏

3報告の終了後、関西大学事業局出版部出版課熊博毅氏と中央大学広報部大学史編纂課松崎彰を司会とし、また同大学史編纂課中川壽之を書記として、討議に移った。まず、高木報告が資料室設置の目的の一つとした「自己点検・評価のための資料保存」の意味について質問があり、毎年の評価書作成に使用される資料を歴史的基礎資料として継続的に保存していく必要があるとの応答があった。また、年史編纂をめぐっては、年史の執筆をめぐる諸問題がとりあげられ、実際の作業経験にもとづいて、事実の確認・文体の統一・全体の構成等の作業を進める際の注意点が指摘された。

次に、資料の収集をめぐる問題としては、調査対象機関の保存資料廃棄を考慮した収集活動が必要であるとの提起にはじまり、学内資料収集の困難さ、総合講座・紀要・資料集等による研究・教育課程との関連や、ニュース・展示等による広報活動の実態等の問題について、参加各校を交えた討議が活発におこなわれた。最後に3報告に共通して、組織運営上の予算・人員等の現状をめぐって質疑応

答があった。なお、西口氏からは、ワシントン大学アーカイブスについての補足説明があり、西日本大学史担当者会会长河野仁昭氏（前同志社社史資料室）の挨拶でパネルディスカッションを終了した。

徳川美術館の見学

最終日の10月19日は、施設見学として徳川美術館を訪れた。同館学芸部普及課長小池富雄氏を講師として、同館の沿革・所蔵史料の保存と展示の概要をうかがった後、各自館内の展示室を見学し、研究部会の全日程を終了して現地解散した。

むすび

今回の合同研究部会では、統一テーマ「戦後の大学史資料をめぐって」にもとづいて、戦後の大学史関係を含む教育関係資料、すなわち、これまで充分に大学史に活かされてきたとは言い難い占領関係文書とそれを活用した近年の研究成果について、具体的且つ詳細な報告を聞くことができた。今後の資料調査活動にとって「実りある成果」となった点を改めて強調しておきたい。またパネルディスカッションでは、「大学史の現状と課題」というテーマで現在年史編纂に取り組んでいる大学、年史刊行後の課題すなわち資料館の設置をめざしている大学、資料保存施設がすでに設立されている大学の3大学から、年史編纂・資料保存・資料活用をめぐる問題点や課題等について詳細かつ具体的な事例報告を聞くことができ、こちらもまた充実した内容であったといえる。さらに、年史刊行を目前に控えた名古屋大学に資料室が設置されるとの報告も、大学史に携わる者にとって朗報であった。

なお、17日に西日本大学史担当者会の臨時総会が開かれ、本協議会との合同の件が正式に承認された上で、準備事務が幹事校に一任された。これにより、今後は東西両会の常任委員会・幹事校会によって、合同に向けての具体的な作業が進められていくことを付記しておきたい。

最後に、今回の合同研究部会開催を後援してくださった福武学術文化振興財団と、会場・見学場所の設定などの煩わしい準備作業を快くお引き受けくださった愛知大学の田崎哲郎

先生並びに名古屋大学史編集室の篠田弘氏、高木雅史氏、中村治人氏、山口拓史氏、および運営全般にご協力くださった各位に心から御礼申し上げてますびとしたい。

〈参加者一覧〉

* 〈東日本大学史連絡協議会〉

愛知大学 50年史編纂事務室

田崎 哲郎

杉田 貞夫

上松 正子

学習院大学 学習院大学史料館

桑尾光太郎

西田かほる

長佐吉美奈子

神奈川大学 大学資料編纂室

澤木 武美

入谷 秀夫

関東学院 学院史資料室

末崎 恵

慶應義塾 福澤研究センター

東田 全義

國學院大學 校史資料課

益井 邦夫

国士館大学 国士館資料室

佐藤 芳郎

実践女子大学 記念事業事務室

城田 秀雄

成蹊大学 総務部学園史料館事務室

原田 清美

専修大学 年史資料室年史資料課

松浦田鶴子

金子 秀行

内山 宏

拓殖大学 創立百周年記念事務室

大嶋 尚義

玉川学園 教育博物館学園史料室

渴山 皓一

柿崎 武志

田後 政子

中央大学 広報部大学史編纂課

村松 良人

中川 寿之

松崎 彰

東海大学 資料室

竹市 知弘

日露野好章

東京女子医科大学 史料室・吉岡彌生記念室

亀高 雅代

宮壽 順子

東京農業大学 図書館

杉本 秀健

東洋大学 井上円了記念学術センター

澤村 治

山内 瑛一

日本女子大学 成瀬記念館

秋山 俱子

日本大学 大学史編纂室

五谷十三雄

柏村 哲博

法政大学 企画室

鬼柳 正信

宮城学院女子大学 資料室

伊勢 文夫

武藏野美術大学 大学史史料室

渡辺 博志

高田 知美

明治大学 歴史編纂事務室

松井 苗子

鈴木 秀幸

立教大学 図書館大学史資料室

最上 登

早稲田大学 大学史編集所

金子 宏二

関田かおる

〈個人会員〉

小林 愛子（上智大学聖三木文庫）

篠田 弘（名古屋大学史編集室）

高木 雅史（名古屋大学史編集室）

山口 拓史（名古屋大学史編集室）

中村 治人（名古屋大学史編集室）

田中 英夫（名古屋大学史編集室）

中野 実（東京大学大学史史料室）

〈オブザーバー〉

西山 伸（京都大学百年史編集史料室）

* 〈西日本大学史担当者会〉

大阪経済大学 総務部

川村 孝則

大阪国際学園 広報室

藤井佳代子

大谷大学 真宗綜合研究所

兵藤 一夫

関西大学 事業局出版部出版課

熊 博毅

関西学院 学院史資料室

川崎 啓一

甲南学園 企画部広報課

福田 直樹

神戸女学院大学 史料室

大野 愛子

上野 輝将

若山 晴子

寺西裕加恵

松井 文雄

西南学院大学 広報調査課

井上 憲治

谷岡学園 広報課

新井 芳則

矢野 治彦

天理大学 入試広報部広報課

金子多妥志

同志社 社史資料室

山本 正

中西 清和

南山学園 総務事務室

芳賀 進

梅花学園 総務部資料室

遠藤 卜モ

福岡大学 広報課大学史資料室

藤本 俊史

桃山学院 学院年史委員会

西口 忠

原 登久雄

立命館 百年史編纂室

西川 賢

龍谷大学 大学史誌編纂室

明石 恵實

吉岡 義信

〈個人会員〉

奥田 素子（大阪教育大学夜間大学院）

折田 悅郎（九州大学大学史史料室）

河野 仁昭（前同志社社史資料室）

1995年11月21日（火）研究部会報告

神奈川県立博物館の再編整備について

神奈川県立歴史博物館学芸員 寺崎 弘康

神奈川県立博物館の再編の契機

神奈川県立博物館は人文系（考古・民俗・歴史・美術）と自然系（地学・動物・植物）からなる総合博物館として1967（昭和42）年に開館し、以来1993（平成5）年までの25年間にわたり「神奈川の自然と文化」をテーマとする常設展示と年数回の企画展示、県民への普及啓発活動などさまざまな事業を展開してきた。開館当時は都道府県立の総合博物館は少なく全国的に先駆的な存在として、展示手法や構成内容、収蔵資料について各方面の耳目を集めることの多かった存在であった。

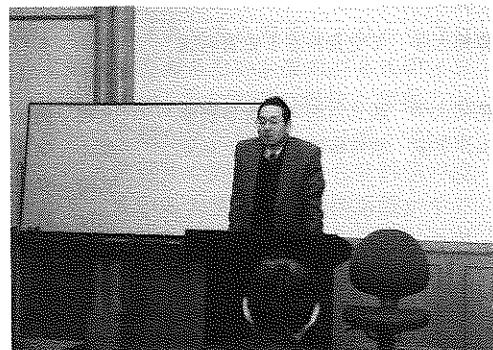
しかし、開館から10年・15年・20年と歳月を重ねるにつれ、展示ケースや空調機などの設備が老朽化し、模型など展示資料の一部が陳腐化してきたうえに、収蔵資料の増加による施設の狭隘化などの物理的な問題が生じていた。さらに1980年代後半からはじまった生涯学習の動向の中で、これまでの博物館活動では県民の学習・文化活動への多様なニーズに対応できなくなるという危惧もあり、これから博物館のあり方を模索する必要が生じたのである。

そこで1988（昭和63）年に神奈川県立博物館整備構想懇談会を設置し、博物館の20年間の活動を継承しながら、その理念や性格、活動、施設整備、管理運営の新たな方向性について幅広い視点から検討した。この結果、1)積極的に活動する博物館、2)刺激・挑発する博物館、3)多面的な参加のできる博物館、4)人々の交流の接点となる博物館、5)共同研究機関としての博物館、6)共同利用のできる博物館、7)研究を生かす博物館、8)センター的機能を果たす博物館、9)疑問に応え頼りになる博物館、という9点からなる同懇談会の提言に基づき、県立博物館を人文

系と自然系との二館に分離した上で再編整備する方針が決定した。

人文系博物館の再編整備の内容と特色

1990（平成2）年3月に人文系博物館の整備計画（主に改修工事）と展示計画（主に展示工事）が決定し、当初は展示用資料の収集（実物資料の購入と複製資料の制作委託）と展示の基本設計の両者から着手し、1992（平成4）年からは情報システムの開発工事もはじまり、1993年4月から全面休館したうえで改修に着手した。1995（平成6）年1月には



報告する寺崎弘康氏

工事の完成を間近にひかえ博物館条例が改正されて、新たに「神奈川県立歴史博物館」という名称で3月に開館を迎えた。新しい常設展示のテーマは「文化の交流と変容—世界とかながわー」で、これは世界史の中に神奈川の歴史と文化を捉えようとしたもので、古代から現代までの海外との文化的政治的交流の視点から展示を構成しようというものであった。新しく現代史（関東大震災から高度経済成長時代まで）を常設展示に設置したことでもこのテーマの一環であった。

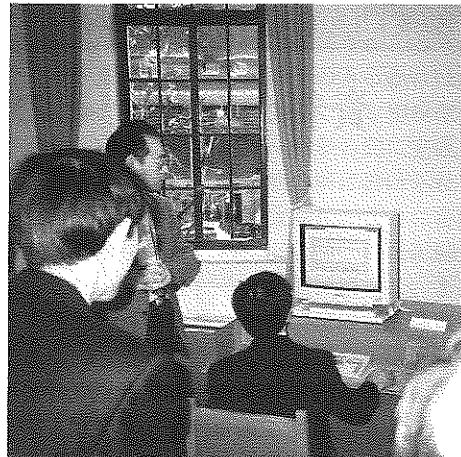
このように再開館した県立歴史博物館の特色としては、展示設備の一新、確かな研究成果

果に裏付けられた展示の展開、利用しやすい博物館、学習支援の充実、博物館情報システムの開発といった点に見られるが、なかでも大きな特色としてあげられるのは、博物館が持っている情報（展示資料や収蔵資料だけではない）の公開についての方向性である。すなわち従来の県立博物館では、利用者側から見れば博物館の情報は入館したときに偶然にも展示室に陳列されている資料でしか与えられず、たとえ他にあったとしても博物館の刊行物くらいしか接することができなかった。しかし再編整備後の博物館は展示という形だけでなく、コンピュータを利用した資料データベースを用いて博物館が所蔵するすべての資料を文字だけでなく画像という形で「探索」することが可能になったのである。ミュージアム・ライブラリーという図書・映像の情報提供部門も新設しており、博物館が持っている多くの情報を多様な形態で利用者に対して提供できるような環境が一応できたといえよう。

情報システムの概要と情報公開の可能性

博物館の情報システムは人文系と自然系共通で開発し、共通のサブシステムと単独のサブシステムからなる。人文系の場合は、収蔵資料検索システム・浮世絵システムが稼働中で、自然系の神奈川の自然システムも利用できるようになっている。誰でも簡単に利用できることと、単に目録のような文字情報だけでなく検索資料の画像が簡単に見ることができる点が特徴であるが、さらに資料の受入から台帳登録までのシステムをコンピュータで管理し、収集資料の情報を短期間のうちに公開できるようになっている点も注目される。

県立博物館ではこれまで資料を収集（購入または寄贈）した場合、内部の所定の事務手続きを経て資料台帳に登録するが、どんな資料が収集されたのかという情報は、たとえば「館だより」などの広報紙や「館年報」に記載されるまでは外部に紹介されることがほとんどなかった。たとえあったとしても担当学芸員が論文に利用する場合やあるいは同業者や知己の研究者といった一部の人の目に「個人的」におひろめされるだけで、一般の利用者が資料と接する唯一の機会である展示室に



検索システムについて説明をうける

資料が展示されるには、事例によっても異なるがかなり時間が必要であった。

しかし、この新しい情報システムによって資料収集があるごとにその情報がデータベース化され、逐次に情報が更新されることになり、利用者だけでなく学芸員もまた最新の収蔵資料情報を簡単に得ることができ、日常の研究活動にとって大いな福音となっている。

博物館の今後の方向性と問題

以上は博物館の収蔵資料に関してであるが、次に収蔵資料の内容にまで踏み込んで詳細な情報を提供しようという新たな方向性も現在進行中であり、来年度からは関東大震災関係写真データベースの構築を計画している。さらに博物館の情報は収蔵資料だけではなく、博物館に勤務する学芸員が持つ知識や情報までも積極的に利用者に提供していくことも検討中ではあるが、これから博物館の情報公開の方向を考える上で大きな意義を持つものと考えられる。しかしながら、この一方で今回の博物館の再編整備の結果、全ての課題が解決したわけではなく、具体的には狭隘な収蔵スペースの問題は全く解消されておらず、今後早急に解決を図る必要がある。そして、県財政の厳しい予算状況によって特別展や資料の収集、研究活動などさまざまな点で財政的困難を抱えているが、このような状況でこそ、博物館の情報の公開活動を積極的に進めるのが最も意義のある「県民サービス」であろう。

1996年1月22日(月)研究部会・講演会

資料の収集とその保存 —その実務の一端について—

明治大学調査役・明治大学文学部講師 神崎 彰利

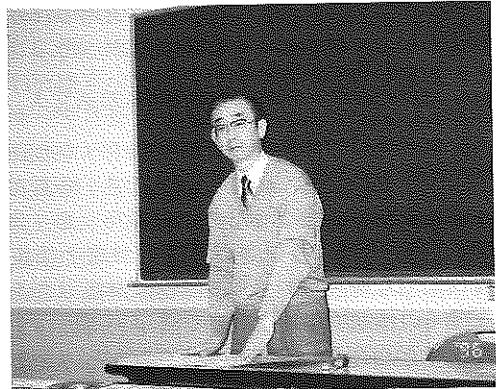
はじめに

私の勤務する明治大学刑事博物館の中心資料は近世の古文書である。その収集は、神田の古書店等からの購入によっている。ある人はこれを、消極的このうえもない手段と言われたが、この批判は以下の理由によって甘んじてうけるし、黙っていても資料が寄贈される著名な研究機関・大学ではなく、一私立大学の附属博物館では購入が唯一の方法である。

周知のように、古文書等は地域を単位に現存しており、夫々の地域の大事な文化遺産で、現地保存が最も理想的である。従って、研究機関や大学等が何らかの行為によって、在地の文化遺産をそこから遊離（あえて言えば、かって広範に見られた中央への収奪）されることは絶対に避けなければならない。そのためには、各地域が確実な文化遺産の保護と管理をしなければならず、一見すると各地方自治体でそうしたことが実行されているかに見られる。

しかし現実はどうか、古文書だけに焦点を当ててみても、古文書は、毎日の如く東京に流れている。個人所蔵の場合、財産相続の問題をはじめ、その他諸々の理由によって保管が不可能となり、止むを得ず手ばなす、或は時には意識的に手ばなす。私達の博物館は、こうした東京へ流入する古文書を購入しており、塵も積れば山となるの例えのように、昭和26年以来収集をはじめて現在では約25万点に達している。予算がより豊富であったならば、恐らく100万点弱まで収集できたといえよう。これは決して大形なことではない。

以前のことである。岐阜県からトラック2台分の寺院文書がある公的機関へ売り込みの話しがあったが、資金不足からして当館との共同購入の話しが持込まれた。しかし二機関



神崎彰利先生の講演

の出資金は売手の金額をはるかに下廻り購入は出来なかった。この大量の古文書は、最終的にはアメリカへ渡った。博物館に勤務して35年の間、様々な経験をしたが、これ程の古文書を国で処理出来ない現実はさみしかった。こうした状況の中で、25万点の古文書を収集、保管し、目録を刊行し資料を公開していることに、学芸員としてのやりがいと、ごく小さな誇りを感じことがある。

地方の古文書の東京への流入、これはとりもなおさず各地における古文書の保管が不十分な証左である。

地域の文化遺産保護制度

ここから私は、地域の文化遺産の流出を防ぐ立場にまわる。私は現在、3市・1区の文化財保護審議委員と、1県・5市の地誌編纂に関係している。文化財保護の立場にいながら、ある地域では、住民の人々の生活か、或は文化遺産の保護か、という全国どこにでもある問題に直面し、結果として古墳一基の破壊を目の前でみた。文化財の保護委員は原則として諮詢に答えるもので、指定文化財以外の積極的な上申は充分には出来ない。結論的

に言うならば、指定文化財以外、個人所蔵の古文書の地域外への流出の情報も、また流出防止に積極的に手をうつのは容易ではない。要するに、こうした問題に対して、地方自治体の文化財制度は驚くほど無力である。

このような現実の下で、地域の文化遺産を少しでも護るため、地域によっては文化遺産の登録制度（台帳制度）を実施している所がある。東京23区の中でも、広くみられ、私の関係している例では東京都足立区がある。登録制度とは、指定文化財以外の、その地域にとって重要な文化遺産を公的に登録し、保存、伝達のためごく僅かではあるが資金援助することである。

ごく一般的な通念として、所によっては指定文化財は重要、それ以外は…とのランクづけが自ずとひそんでいる。ごく少量に残る古文書など、見むきもされない。登録制度はこうしたことから一歩進み、より広範な文化遺産を、という実践的な行為であり、現実にその効果は少しづつではあるが目に見えている。しかしこの登録制度にしても勿論一定の限界があり、より前向な方法はと私個人でも試行錯誤をしている。

地誌編纂から文化遺産の保護へ

地方自治体における文化財保護とは別に、より直接的な実践行動として、地方自治体による自治体史=地誌の編纂のことがある。周知のように、ここ数年は地誌ばやりである。ところによっては、近隣で地誌を作っているので我が市でもつくらねば…という発想がなくもない。研究者の中には、これを不純な動機と批難する人もいるが、今はそんな高尚な論を出している時期ではない。動機が不純でも、担当する研究者が行政と一致し、一定の年数をかけて、しっかりしたものを作ればよいのであって、その間にその地域の文化遺産の悉皆調査とその保存、伝達に全力をそそぐべきである。むしろ排すべきは、最近ふえて来ている出版社による請負と、それに研究者が乗っていることで、これは古文書をはじめとする文化遺産のつまみぐいによる地誌の刊行で、本はつくるが文化遺産の保護など論外となっている。

周知のように、地誌編纂は1世紀にせいぜ

い1～2度程度しか行われない。編纂の実務は、地域内の文化遺産の悉皆調査から行うので、文化遺産保護にこれ以上のきっかけはない。実践の例として私の住んでいる相模原市の場合、市史が昭和38年～49年の間に完成した。終了と同時に、図書館の中に設けられていた編纂室が古文書室と改称し、ここに寄贈や移管の古文書はじめ、市史関係の全記録も保管した。その後、その件数は増加し、また個人所蔵の資料にまつわる情報は古文書室に集まつた。そして昨年11月20日、相模原市立博物館の設立により、この文化遺産は博物館へ引き継がれ、室温20度、湿度60%という完全な保存条件の中で保管されている。



こうした経験を基礎として、私は地誌編纂を依頼されて全体の責任者、或は相当部分の責任を持つ（行政の責任者に直接対話が出来る）場合、次のような話し合いをする。それは本を作る以外に、地域の文化遺産を保管する施設を設置する（例えばさし当つて図書館の一部でもよい）、或は事業終了後に保管施設を造る（博物館・資料館・資料室等々、まずは保管が出来ればどの様な施設でもよく、理想的でも実行不可能なことは言っていられない）、或はそうした施設建設を総合・長期または将来計画（構想）に入れて頂きたい、と言うことである。これが了承されれば編纂事業に参画させて頂き、不可の場合は辞退している。

文化遺産保護の実践を

以上のこととは、非常に高ぶった。傲慢無礼であることは充分わかっているが、あえてこうした願いをしなければ、私達の周囲にある文化遺産が消滅してしまうのが現在の政治で

あり社会ではなかろうか。地誌の編纂は、文化遺産にまつわる諸々の理念を実現する場であり、千載一遇の機会という古い言葉をつかうならば、現在はまさにその時代である。この意味で、多くの方々の地誌への参加と文化遺産保護の実践という立場からして、この時期をより重視する必要があろう。

むずかしい理屈はぬきにして、ともかく自分の住んでいる地域から第一点を踏みだした実務の一端を述べさせて頂いたが、今後も私は各地域に埋没し、一つの論文を書く前に、一点の資料を護るようにして行くつもりであり、皆様方の絶大なご援助をお願い致す次第である。

常任委員会議事録（抄）

- 第53回 1995年10月17日(火)12時～12時30分
 会 場 名古屋大学シンポジオン 1階ロビー
 出席校 愛知大学 神奈川大学 慶應義塾
 國學院大學 成蹊学園 玉川大学
 中央大学 東海大学 東京農業大学
 日本大学 武蔵野美術大学 明治大学
 高木雅史（名古屋大学史編集室）
 (西日本大学史担当者会)
 関西大学 関西学院 神戸女学院
 同志社 桃山学院 立命館
 議 事 (1)1995年度合同研究部会の運営について
 (2)その他（広島大学総合科学部小池聖一氏と京都大学百年史編集史料室西山伸氏の本協議会入会を1995年10月17日付で承認した。）
 第54回 1995年11月21日(火)13時30分～14時30分
 会 場 神奈川県立歴史博物館 講堂
 出席校 神奈川大学 慶應義塾 國學院大學
 成蹊学園 玉川大学 中央大学
 東海大学 東京農業大学 日本大学
 武蔵野美術大学 明治大学
 議 事 (1)西日本大学史担当者会との合同の件について
 (2)1995年度の講演会開催について
 (3)その他（西日本大学史担当者会との合同にともなう名称・規約等について協議するため、大阪へ1、2名を派遣することを決定した。）
 第55回 1996年1月22日(月)13時30分～14時30分
 会 場 中央大学駿河台記念館 310号室
 出席校 神奈川大学 慶應義塾 國學院大學

成蹊学園 玉川大学 中央大学

東海大学 東京農業大学 日本大学

武蔵野美術大学 明治大学

- 議 事 (1)西日本大学史担当者会との合同の件について
 (2)1996年度の活動計画について
 (3)その他（日本マイクロ写真(株)戸部和夫氏の本協議会入会を1996年4月1日付で承認する。）

研究部会記録（抄）

- 第36回 東日本大学史連絡協議会・西日本大学史担当者会合同研究部会
 1995年10月17日(火)～10月19日(木)
 会 場 10月17日 名古屋大学シンポジオン・愛知会館
 10月18日 名古屋大学シンポジオン
 10月19日 德川美術館



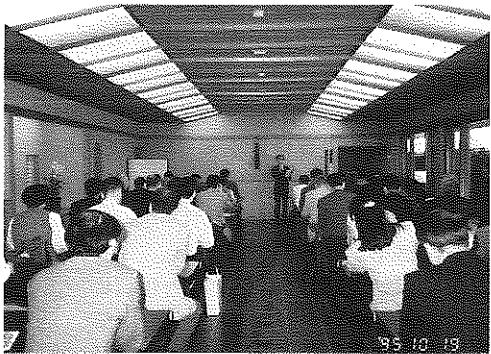
名古屋大学加藤延夫総長の挨拶（10月17日）

参加校 東日本 25大学、8個人会員
 西日本 18大学、3個人会員
 計43大学、11個人会員 79名



会長校・明治大学松井苗子氏の挨拶（10月17日）

見 学 10月17日・18日 名古屋大学広報プラザ・名古屋大学年代測定資料研究センター（自由見学）
10月19日 徳川美術館
(同館学芸部普及課長小池富雄氏より、同館の沿革・所蔵史料の保存と展示の概要をうかがった後、各自館内の展示室を見学)



徳川美術館で小池富雄氏の説明を聞く

講演会 10月17日 潮木守一氏（名古屋大学大学院国際開発研究科教授・附属図書館長）
(演題)「日本の大学への
ドイツ・モデルの移植」
(名古屋大学シンポジオン)
10月17日 等 雄一郎氏（国立国会図書館憲政資料室主査）
(演題)「占領関係文書の
利用について」
(愛知会館2階会議室)
10月18日 鈴木英一氏（名古屋大学名誉教授）
(演題)「日本占領と高等教育改革
—占領政策の動向を中心に—」

- （名古屋大学シンポジオン）
司 会 田崎哲郎氏
(愛知大学50年史編纂委員会)
パネルディスカッション
「大学史の現状と課題」10月18日
報告1 「名古屋大学における五十年史編纂と
資料室設置への取り組み」
高木雅史氏（名古屋大学史編集室）
報告2 「『桃山学院百年史』編纂とその後
の取り組み」
西口 忠氏（桃山学院年史委員会）
報告3 「学習院大学史料館の業務と大学五
十年史編纂事業」
桑尾光太郎氏（学習院大学史料館）
司 会 熊 博毅氏
(関西大学事業局出版部出版課)
松崎 彰氏
(中央大学広報部大学史編纂課)
書 記 中川壽之氏
(中央大学広報部大学史編纂課)
※講演会・パネルディスカッション
の内容につきましては、本号に掲
載した諸報告をご参照ください。
第37回 1995年11月21日(火)14時30分～15時30
分
会 場 神奈川県立歴史博物館 講堂
参 加 校 22大学 2個人会員 32名
報 告 寺崎弘康氏
(神奈川県立歴史博物館学芸員)
「神奈川県立歴史博物館における
資料保存について」
※研究部会の内容につきましては、
本号に掲載した寺崎氏の報告をご
参照ください。
第38回 1996年1月22日(月)14時30分～15時30
分
会 場 中央大学駿河台記念館 310号室
参 加 校 18大学 1個人会員 30名
講 演 神崎彰利氏（明治大学調査役・明治
大学文学部講師）
「大学並びに地域史料保存について
—その実践について—」
※講演の内容につきましては、本号
に掲載した神崎氏の報告をご参照
ください。

三二情報

※國學院大學所蔵「久我家文書」特別展観

國學院大學は、元侯爵久我家に伝来した重要文化財「久我家文書」の修復完成を記念して特別展観『中世の貴族』を開催する。同文書は平安時代末期から明治時代までの数千点に上る貴重な公家文書で、昭和63年に国の重文指定を受け、同時に修復事業を開始し、本年3月に竣工することになった。これは京都の東寺「百合文書」修復に次ぐ大規模事業である。久我家は摂関家に次ぐ清華家で、歴代当主は太政大臣に昇った、中世貴族の代表的名門である。同文書は公家領莊園研究をはじめ政治・経済・文化の裏面史を知る貴重史料を多数含んでおり、同文書を通じて中世貴族の種々の営みを紹介する。総出品数は精選して186点。

京都国立博物館 4月10日(水)～5月6日(月)

講演会 4月27日(土)、5月4日(土)
13:30～15:00

東京国立博物館 5月14日(火)～6月9日(日)

講演会 5月18日(土)、6月1日(土)
13:30～15:00

(問い合わせは國學院大學図書館調査課03-5466-0160、または校史資料課03-5466-0104へ)

※『東海大学五十年史』通史・部局篇を刊行

東海大学では、1992年11月に迎えた創立50周年記念事業の一環として、年史の編纂に取り組んできた。これまでに『図録東海大学50年』を創立記念日に刊行してきたが、今回上梓された年史は、より詳しく記録を例示して、記述に正確性を期している。

通史篇は5章からなり、これに年表・スポーツ年表を加え、頁数は本文102頁、口絵12頁、折込4丁となっている。部局篇は74部局をおさめ、それぞれの部局の末尾には年表を付している。また、一部廃止された部局も本学を特徴づける必要から記述している。本文は1282頁、折込4丁となっている。なお、収集した資料群は資料室に移管、整理されていることを付記したい。
(東海大学資料室)

※『中央大学史資料集』第14集

※『中央大学史紀要』第7号

※『中央大学百年史編集ニュース』25号

『資料集』第14集は、国立公文書館所蔵の諸公文書中より、大正8年2月から昭和3年12月にいたる間の中央大学関係史料を収録。3冊とも1996年3月刊行予定。

(中央大学広報部大学史編纂課)

※『日本大学史紀要』創刊

日本大学大学史編纂室では、昨年12月に『日本大学史紀要』を創刊した。紀要は、百年史編纂を進める過程で生まれたもので、日本大学の歴史に関する論文、資料の紹介、そして近代教育史等の論文を収録する(A5判、150ページ)。

※武藏学園記念室で「年報」を創刊

学園の創立70年記念事業の一つとして1994年4月に開設された記念室では、昨年7月『武藏学園史年報』を創刊した。年報創刊号には、学園の創設に関わる資料及び解題が収録され、今後、学園史等の寄稿、記念室の事業報告などを掲載する(A5判、122ページ)。

※日本女子大学成瀬記念館で

「大学史資料集」を刊行

2001年に創立100周年を迎える日本女子大学では、100年史編纂の一環として、昨年『日本女子大学史資料集』第一、第二を相次いで刊行した。第一、第二とも日本女子大学校の創立事務所日誌を収録している(A5判、第一58ページ、第二56ページ)。

(以上3点の紹介は本会報編集担当者)

※本協議会に関するお問い合わせ、入会申し込みは、下記事務局へご連絡ください。

〈事務局〉

中央大学広報部大学史編纂課

〒192-03 東京都八王子市東中野742-1

☎ 0426-74-2132

会報編集担当

神奈川大学大学資料編纂室

〒221 横浜市神奈川区六角橋3-27-1

☎ 045-481-5661

東海大学資料室

〒151 渋谷区富ヶ谷2-28-4

☎ 03-3467-2211

中野 実(東京大学大学史史料室)

〒113 文京区本郷7-3-1

☎ 03-3812-2111